

令和6年度後期高齢者医療被保険者証（一斉更新）作成封入封緘業務委託

1 委託件名

令和6年度後期高齢者医療被保険者証（一斉更新）作成封入封緘業務委託

2 契約期間

令和6年4月1日から令和6年7月31日まで

3 履行場所

本委託仕様の履行場所は、以下のとおりとする。

- (1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
(神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階)
- (2) 川崎東郵便局
(神奈川県川崎市川崎区東扇島88番地)
- (3) 神奈川西郵便局
(神奈川県海老名市中野三丁目15-1)

4 委託業務の内容

本仕様書に規定する委託業務の内容は、後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）の作成及び封入封緘、引抜、納品とし、関係帳票及びデータの作成及び納品も含むものとする。

(1) 作成の概要

神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）が提供する印字用データに基づき被保険者証等を作成し封入封緘及び引抜を行ったもの、並びに被保険者証発送に必要な関連帳票及びデータの納品を行うものとする。

封入の詳細については、契約締結後別途指示する。

(2) 帳票等の作成

作成及び封入封緘を行う帳票等は、以下の表のとおりとし、詳細は別紙1「各種帳票等の仕様について」のとおりとする。なお、封入の際、他の帳票等の混入又は封入漏れがないように適切な対策を講じること。

＜作成及び封入する帳票等＞

《 ○＝作成及び封入を行う帳票 △＝封入のみを行う帳票 》

	帳票等の名称	一斉更新	備考
1	被保険者証（台紙付）	○	色未定
2	送付先記載用紙	○	
3	送付用封筒	○	封筒は数種類作成する。
4	意思表示欄保護シール・ジェネリックシール	△	委託者が指定した業者より納品
5	（一斉更新）被保険者証の送付のお知らせ	○	内容変更予定
6	被保険者証一斉送付廃止のお知らせ	○	内容未定

作成する帳票等について、委託者が私用領域で管理する外字ファイルに含まれる文字を印字できるようにすること。ただし、未登録外字（使用する文字コード体系に含まれる、又は私用領域で管理する外字ファイルに含まれる以外の文字。以下、同じ。）として「●」で提供した文字は、印字せずスペースとする。また、送付先記載用紙には、宛名部分に日本郵便株式会社が指定する仕様により簡易書留引受番号又は特定記録郵便引受番号のバーコードを印刷すること。

また、送付用封筒において別紙6の委託者の指示による市町村毎に簡易書留又は特定記録の郵便物の特殊取扱い及び転送不要表示の別を印字すること。

(3) 引抜

引抜については、委託者が提供する印字用データに委託者の指示による引抜依頼データを突合し、データ上の引抜を実施するものとする。

(4) データの作成

ア データ及び帳票の作成

印字データ処理の過程で以下のデータ及び帳票を作成し、納品すること。詳細は別紙1「各種帳票等の仕様について」のとおり。

- (ア) 簡易書留又は特定記録郵便追跡用データ
- (イ) 市区町村別使用引受番号参照用リスト
- (ウ) 郵便局差出用事前作成データ

イ エラー分の扱い

印字項目に未登録外字又は桁あふれとなる文字列（委託者が指示する印字文字数より多く文字数が含まれている文字列。以下、同じ。）を含むデータ（以下「エラー分」という。）が存在する場合は、印字前にエラー分ではないものと区分し、封入処理までを行い、封緘処理は行わないものとする。

(5) 納品

納品については、項番9の「納品等について」に規定する。

5 予定数量（件数及び回数）

【被保険者証】

	予定数量	引抜件数
一斉更新	1, 420, 000件	600件

※ データ引渡し日及び成果物納品日のスケジュールは項番9「納品等について」のとおり。

※ 郵便物の特殊取扱いの別、転送不要の表示の別、保険者毎の想定件数は別紙6のとおり。

【送付用封筒】

作成封筒の種類	作成予定数量 (一斉更新)
簡易書留・転送不要・区内特別 表示	600, 000枚
特定記録・転送不要・区内特別 表示	224, 000枚
簡易書留・区内特別 表示	63, 000枚
特定記録・区内特別 表示	538, 000枚
簡易書留・転送不要 表示	34, 000枚
特定記録・転送不要 表示	8, 000枚
簡易書留 表示	3, 000枚
特定記録 表示	17, 000枚

※一斉更新用封筒の作成数量は6月上旬に確定予定。

6 契約方法

委託業務の内容ごとに単価契約とする。ただし、印字プログラムの作成、納品（搬送）費用については、一式または、一回として単価と合計した契約とする。

7 支払方法

支払い方法については、業務ごとの契約単価に処理件数を乗じた額の合計（ただし、印字プログラムの作成、納品（搬送）費用については、一式または、一回として上記金額に合算する。）とし、納品・検品後に所定の会計手続きを経て、支払うものとする。

8 提供データについて

- (1) ファイル形式
印字データ（通常分とエラー分の2ファイル）はCSV形式、
引抜データはエクセル形式とする。
- (2) ファイルレイアウト及び項目ごとの桁数等
別紙2-1「被保険者証編集ファイル（外字あり・なし）」のとおり。
- (3) 文字コード及び外字ファイルについて
別紙3「文字に関する仕様」のとおり。
- (4) 引き渡し日及び納品場所
項番9「納品等について」のとおり。
- (5) データ媒体
CD-R又はDVD-R

【市区町村マスタ】

- (1) ファイル形式
CSV形式とする。
- (2) ファイルレイアウト
別紙2-2「市区町村マスタ」のとおり
- (3) 文字コード及び外字ファイルについて
別紙3「文字に関する仕様」のとおり
- (4) 引き渡し日
契約締結後に提供し、変更があった場合にその都度提供する。
- (5) データ媒体
CD-R又はDVD-R

【配達局マスタ】

- (1) ファイル形式
CSV形式とする。
- (2) ファイルレイアウト
別紙2-3「配達局マスタ」のとおり
- (3) 文字コード及び外字ファイルについて
別紙3「文字に関する仕様」のとおり
- (4) 引き渡し日
契約締結後に提供し、変更があった場合にその都度提供する。

(5) データ媒体

CD-R又はDVD-R

9 納品等について

(1) 成果物の定義及び納品場所等

被保険者証の成果物は以下のとおりとし、各納品場所へ納品するものとする。

また、納品の詳細については契約締結後別途協議する。

	成果物の名称	成果物の説明	納品場所
1	被保険者証等送付物一式	被保険者証及び同封される帳票等を封入封緘したもの。	川崎東郵便局、神奈川西郵便局
2	市区町村別引受番号参照用リスト	市区町村ごとの簡易書留及び特定記録郵便引受番号の最小値と最大値を記載したリスト。	広域連合
3	簡易書留及び特定記録郵便追跡用データ	簡易書留及び特定記録郵便に使用した引受番号、被保険者番号等を記載した対象者データ。	広域連合
4	郵便局引受用作成データ	差出日、差出人氏名、差出人住所、郵便物の種類（簡易書留又は特定記録）、引受郵便局、顧客番号（後納番号）、総通数（差出通数）、お問合せ番号、重量帯、郵便番号、宛名氏名、箱 No. を記載したデータ。	広域連合

上の表中、納品場所欄の「広域連合」は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局とし、4（4）イのエラー分については、広域連合に保険者別に分類の上、納品するものとする。

簡易書留及び特定記録郵便追跡用データの「広域連合」への納品は、全保険者一括分及び全保険者分割分をもって行うものとする。

(2) 成果物の引き渡し日等

広域連合からの印字データの引き渡し日時は令和6年7月1日（月）17時とし、成果物の引き渡し日時は令和6年7月10日（水）午前とする。

(3) 引渡し時の形態等

ア 引渡し日の6営業日までに郵便局引受用作成データ（成果物4）を委託者へデータ提供すること。

イ 被保険者証封緘済み封筒（成果物1）をダンボールに梱包した上で引渡しすること。その際の仕分け、順番は別途指示する。

ウ 箱の側面の短辺1箇所に委託者が指定する項目を表示すること。積み込みの際は、表示が確認しやすいよう手前側に揃えること。（別紙7参考）

エ ダンボールの大きさは同一の大きさのものを使用すること。なお、大きさは委託者が別途指示する。

オ ダンボールは日本郵便(株)が保有するかご台車に乗せて引渡すこと。かご台車の手配については受託者が行うこととする。

カ かご台車には委託者が指定する内容を記載した紙札を貼り付けるものとする。(別紙7参考)

(4) 適用する郵便割引の種類について

一斉更新の被保険者証等送付物一式は、区内特別郵便にできるものは区内特別郵便にすると共に郵便物の特殊取扱いの区内割1000や区内割300、又は単割300を受けることができるものは受けられる状態で引き渡すこと。また、区内特別郵便とできないものについては、単割1000又は単割300を受けることができるものは受けられる状態で引渡すこと。

また、郵便局へ割引条件についてあらかじめ確認を受けること。

(5) 成果物の納品について

成果物は個人情報の取扱いに留意し納品すること。納品の詳細については契約締結後別途協議する。

(6) 成果物の引渡し時及び納品時の検品方法

引渡し時及び納品時に、委託者は、委託者が定める検品の方法により検品を行うものとする。

(7) 簡易書留及び特定記録郵便追跡用データの納品時の形態等

すべてのファイルをCD-R等に格納し、納品すること。

(8) 「料金後納郵便差出票」は、委託者が指定した形式により受託者が作成するものとする。作成した「料金後納郵便差出票」は委託者の確認を得た後、成果物と共に引渡すものとする。

(9) 「書留・特定記録郵便物等受領証」は、委託者が指定した形式により受託者が作成するものとする。作成した「書留・特定記録郵便物等受領証」は委託者の確認を得た後、成果物と共に引渡すものとする。

(10) 郵便局にて受付済みの「料金後納郵便差出票」と「書留・特定記録郵便物等受領証」の返却用封筒を成果物とともに引渡すものとする。

10 PDF ファイルの作成・納品

作成した帳票類について、個人情報の入っていない状態でPDFファイルを作成し、広域連合に納品すること(封筒を除く)。

11 成果物以外の物の取扱い

(1) 委託者が提供する磁気媒体について

個人情報が含まれるため、受託者が鍵付きのセキュリティーボックスを用意し、作業時はもちろん、運搬時にも紛失や情報の流失の防止のため、磁気媒体の授受簿等を用いて都度工程別の管理者を明確にし、万全を期すと共に、各回の作業終了後、速やかに委託者に返却すること。

(2) 印影の扱いについて

被保険者証等の作成に必要な公印の印影は委託者が提供する。受託者は委託業務の終了後、すみやかに委託者に印影を返却するものとする。

(3) 帳票の残余分について

各回の作業終了後、残余分の扱いを委託者が指示するものとする。

(4) テストプリントしたもの及びプリントミスをしたもの

作業終了後、焼却、融解等の方法により、受託者の工場内で確実に廃棄すること。

12 検証作業について

受託者は、被保険者証（台紙付）及び送付先記載用紙の印字前に下記の検証作業を行うこと。

(1) 外字印字の検証

別紙3「文字に関する仕様」の項番5「外字ファイルの印字テスト」のとおり。

(2) テストデータによる印字検証

委託者が提供するテストデータによりデータ内容検証、被保険者証（台紙付）及び送付先記載用紙の印字検証を行うものとする。その際使用する帳票類は、受託者の負担で用意するものとする。

13 作業場所について

(1) 作業場所は、被保険者証への印字から封入封緘後に箱詰めをするまでの一連の作業を連続して行える場所とすること。

(2) 被保険者証（一斉更新）作成封入封緘の作業場所は、原則、当広域連合から直線距離で片道150km圏内に有すること。

(3) 作業場所については、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

14 各種報告について

(1) 事故が起きたとき

受託者は、委託業務に関して、何らかの事故が生じた場合は、直ちに作業を中止し、その後速やかに委託者に報告をすること。報告の形式はその都度指示する。

(2) 委託者が必要と認めるとき

受託者は、委託者が求める場合には、本業務の処理状況につき、報告すること。報告の

形式はその都度指示する。

15 成果物の帰属

この委託業務における成果物の所有権は、委託者に帰属する。

16 疑義等の決定

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者、受託者が協議して決定するものとする。

17 契約不適合責任

- (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（受託者が広域連合に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合を含む。）は、広域連合は、受託者に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求（不適合が広域連合の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- (2) 受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を広域連合に引き渡した場合において、広域連合がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、広域連合は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

18 個人情報の保護

受託業務全般を通じて、この業務で使用する個人情報の取扱いに十分な注意を払うこと。

19 その他

当該落札決定の効果は、令和6年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和6年4月1日の令和6年度予算発効時において効果を生ずるものとする。

各種帳票等の仕様について

1 被保険者証(一斉更新)

(1) 大きさ

縦 128ミリ × 横 91ミリ

(2) 厚さ

1.35mm

(3) 材質

ア 上質紙を使用すること。

イ レーザープリンタでの印刷が可能であり、かつ印字後にじみ・はがれ等がおこらないものを使用すること。

ウ 油性ボールペンを使用した手書きによる加筆が可能であること。

(4) 表面の偽造防止措置

デジタルカラーコピー機、パソコン及び印刷による複写及び複製の作成防止の措置として、地紋印刷及びマイクロ文字を施すこと。

マイクロ文字は「KANAGAWA」(全角・大文字)の標記とし、広域連合が指定する部分に施すこと。

(5) 配色等

表面 4色(黒色、赤色、ジェネリックカードの1色及び地紋の1色とし、色は別途指示する。)

裏面 黒色(印刷対応)

※ 表面の一箇所に委託者が提供する印影(赤色)をプリントすること。

(6) レイアウト

別紙4-1-1 被保険者証及び台紙部分レイアウト

別紙4-2 ジェネリック医薬品希望カードレイアウト

※ ミシン目により被保険者証部分及びジェネリックカード部分が無理なく切り離せるようにすること。

2 被保険者証台紙部分(一斉更新)

(1) 大きさ

送付用封筒に封入できるものであること。

(2) 厚さ

被保険者証と同じ。

(3) 材質

被保険者証と同じ。

(4) 配色等

被保険者証と同じ。

(5) 表面の印刷対応

複写及び複製の作成防止の措置は行わない（被保険者証部分を除く）。

(6) レイアウト

別紙 4-1-1 被保険者証及び台紙部分レイアウト

別紙 4-2 ジェネリック医薬品希望カードレイアウト

※ ミシン目により被保険者証部分及びジェネリックカード部分が無理なく切り離せるようにすること。

3 送付先記載用紙(一斉更新)

(1) 大きさ

送付用封筒に封入でき、かつ、送付用封筒の窓開き部分から宛名氏名、宛名住所、引受番号のバーコード及びお問い合わせ先等が見えるものであること。

※ 折り曲げて封入することを条件に、被保険者証台紙部分と一連となるものも可とする。

【縦 2 連】

(送付先記載用紙)
(後期高齢者医療被保険者証台紙部分)

(2) 厚さ

被保険者証と同じ。

(3) 材質

被保険者証と同じ。

(4) 配色等

表面 黒色

裏面 黒色（印刷対応）

(5) レイアウト

別紙 4-1-2 被保険者証送付先記載用紙レイアウト

4 被保険者証の送付のお知らせ(一斉更新)

(1) 大きさ

A 4（封入時、三つ折にすること）

(2) 厚さ

70kg程度

- (3) 材質
上質紙
- (4) 配色等
表面 フルカラー（すべて印刷対応）
裏面 フルカラー（すべて印刷対応）
- (5) レイアウト
別紙 5-1 （一斉更新）保険者証送付のお知らせ A4_表_裏

5 被保険者証一斉送付廃止のお知らせ

- (1) 大きさ
A 3（封入時、三つ折にすること）
- (2) 厚さ
7 0 kg程度
- (3) 材質
上質紙
- (4) 配色等
表面 フルカラー（すべて印刷対応）
裏面 フルカラー（すべて印刷対応）
- (5) レイアウト
未定

6 被保険者証送付用封筒（一斉更新）

- (1) 大きさ
最大で洋形 0 号サイズ（縦 1 2 0 ミリ×横 2 3 5 ミリ）とする。
- (2) 配色等
表面 2 色（黒色及び赤色）
裏面 1 色
※ 上記の他、封筒の外側から見て封入物が透けて見えないように、封筒の内側に地紋を 1 色印刷すること。
- (3) 窓あき（表面 2 箇所）
別紙 4-1-2 「送付先記載用紙レイアウト」に印刷した送付先宛名、カスタマバーコード及びお問い合わせ先等がそれぞれ見えるように窓部分を透明にすること。なお、窓部分の材質はグラシン紙を使用すること。
- (4) 厚さ
厚口

- (5) 材質
色上質紙（色は別途指示する）。
- (6) レイアウト
別紙 5-2 被保険者証（一斉更新）送付用封筒レイアウト

7 市区町村別使用引受番号参照用リスト

- (1) 大きさ
A 3 程度とする（連続帳票も可とする）。
 - (2) 配色
表面 1 色（黒色）
 - (3) プリント項目
 - ア 市区町村別の作成件数
 - イ 市区町村別に使用した最初の引受番号と最後の引受番号
 - ウ その他（契約締結後、別途指示する）
- ※ リストの並び順及びレイアウトの詳細は契約締結後、別途指示する。

8 簡易書留追跡用データ

- (1) データに含まれる項目
保険者番号、被保険者番号、氏名、住所、宛名氏名、宛名住所、引受番号、各回の処理ごとの連番及び箱番号等
※ 詳細は契約締結後に別途指示する。
- (2) ファイルの区分
保険者番号（最大 5 8 件）ごとに区分したファイル及び区分しない一括のファイルを作成すること。
- (3) ファイル形式
C S V 形式
- (4) 使用する文字コード
Shift JIS

9 特定記録郵便追跡用データ

- (1) データに含まれる項目
保険者番号、被保険者番号、氏名、住所、宛名氏名、宛名住所、引受番号、各回の処理ごとの連番及び箱番号等
※ 詳細は契約締結後に別途指示する。

(2) ファイルの区分

保険者番号（最大58件）ごとに区分したファイル及び区分しない一括のファイルを作成すること。

(3) ファイル形式

C S V形式

(4) 使用する文字コード

Shift JIS

10 郵便局引受用作成データ

(1) データに含まれる項目

差出日、差出人氏名、差出人住所、郵便物の種類（簡易書留又は特定記録）、引受郵便局、顧客番号（後納番号）、総通数（差出通数）、お問合せ番号、重量帯、郵便番号、宛名氏名、箱番号等

※ 詳細は契約締結後に別途指示する

(2) ファイルの区分

納品場所ごとに区分したファイル及び区分しない一括のファイルを作成すること。

(3) ファイル形式

C S V形式

(4) 使用する文字コード

Shift JIS

【印字文字について】

プリント及びプリント部分以外の部分に使用する外字及び外字以外のフォントについては、別紙3「文字に関する仕様」のとおり。

【その他】

各帳票のレイアウトの記載事項については、契約時点での案であり、印刷前に別途指示します。

被保険者証編集ファイル(外字なし)									
フィールド定義		1)再定義:再定義項目=R 2)属性:英数字=X、漢字=N、数字編集=Z、符号無し外部10=9、符号付き外部10進=S 内部10進=P、2進=B、集団項目=空白 3)長さ:文字数(バイト数ではない)P、q(但し、Pは整数けた数、qは少数けた数) COBOLではp+qは最大18桁							
		ヘッダー部:ファイルの1レコード目(出力ファイルのみ) CSV形式ファイル							
項番	日本語名称(項目名称)	再 定 義	レ ベ ル	データ名(記号項目名称)	2) 属 性(T)	3) 長 さ	反 復 回 数	開 始 位 置	4) 備 考
1	印刷センター用被保険者証編集 ファイル(外字なし)		01						
2	宛名郵便番号		03	ATN_ZIP_CD	N	8			
3	宛名住所1(漢字)		03	ATN_AD1_KJ	N	20			
4	宛名住所2(漢字)		03	ATN_AD2_KJ	N	20			
5	宛名住所3(漢字)		03	ATN_AD3_KJ	N	20			
6	宛名住所4(漢字)		03	ATN_AD4_KJ	N	20			
7	宛名住所5(漢字)		03	ATN_AD5_KJ	N	20			
8	宛名氏名(漢字)		03	ATN_SHM_KJ	N	20			
9	宛名カスタマバーコード		03	ATN_KSTMB_CODE	X	207			
10	地方公共団体コード		03	THKDT_CD	X	6			
11	被保険者番号		03	HHS_BNG	N	8			
12	住所		03	ADDR_KJ	N	116			
13	被保険者氏名(漢字)		03	HHS_SHMKJ	N	40			
14	被保険者性別コード		03	SEX	N	2			
15	被保険者生年月日		03	HHS_BRTH_YMD	X	34			
16	証発行有効期限年月日		03	SHKK_YKGN_YMD	X	34			
17	証発行交付年月日		03	SHKK_KF_YMD	X	34			
18	被保険者証資格取得年月日		03	HHS_SKST_YMD	X	34			
19	証発行発効年月日		03	SHKK_HKKK_YMD	X	34			
20	負担区分		03	FTN_KBN	N	40			
21	保険者番号		03	HKNSY_BNG	N	8			
22	保険者名		03	HKNSY_NMKJ	N	20			
23	公印管理認証者公印ファイル名 (英字)		03	KIKR_NS_KIF_NM_AL	X	256			
24	システム日付		03	SYS_DATE	X	14			

被保険者証編集ファイル(外字なし)										
フィールド定義		1)再定義:再定義項目=R 2)属性:英数字=X、漢字=N、数字編集=Z、符号無し外部10=9、符号付き外部10進=S 内部10進=P、2進=B、集団項目=空白 3)長さ:文字数(バイト数ではない)P、q(但し、Pは整数けた数、qは少数けた数) COBOLではp+qは最大18桁							ヘッダー部:ファイルの1レコード目(出力ファイルのみ) CSV形式ファイル	
項番	日本語名称(項目名称)	再 定 義	レ ベ ル	データ名(記号項目名称)	2) 属 性(T)	3) 長 さ	反 復 回 数	開 始 位 置	4) 備 考	
25	二次元コードの記録方式の番号		03	QR_KRK_NO	X	10				
26	保険者番号		03	QR_HKNSY_BNG	X	8				
27	被保険者番号		03	QR_HHS_BNG	X	8				
28	被保険者の区別		03	QR_HHS_KBT	X	10				
29	被保険者のカナ氏名		03	QR_HHS_SHMKN	N	40				
30	被保険者の性別		03	QR_SEX	X	1				
31	被保険者の生年月日		03	QR_HHS_BRTH_YMD	X	8				
32	その他(広域連合が必要と認める事項)		03	QR_SNT	X	10				
33	保険者番号		03	HKNSY_BNG_1	X	8				
34	支所判別番号		03	HKNSY_BNG_2	X	8				

※以下のファイルも同様のレイアウトとする。

・印刷センター用被保険者証編集ファイル(外字あり)

39141015 横浜市鶴見区役所	保険年金課 保険係 (2階7番窓口)	〒230-0005	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	電話: 045-510-1810	FAX: 045-510-1898
39141023 横浜市神奈川区役所	保険年金課 保険係 (別館1階15番窓口)	〒221-0824	横浜市神奈川区広谷太田町3-8	電話: 045-411-7126	FAX: 045-322-1979
39141031 横浜市西区役所	保険年金課 保険係 (1階9番窓口)	〒220-0051	横浜市西区中央1-5-10	電話: 045-320-8427	FAX: 045-322-2183
39141049 横浜市中区役所	保険年金課 保険係	〒231-0021	横浜市中区日本大道35	電話: 045-224-8317	FAX: 045-224-8309
39141056 横浜市南区役所	保険年金課 保険係 (2階19番窓口)	〒232-0024	横浜南区浦舟町2-33	電話: 045-341-1128	FAX: 045-341-1131
39141064 横浜市保土ヶ谷区役所	保険年金課 保険係 (1階8番窓口)	〒240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	電話: 045-334-6338	FAX: 045-334-6334
39141072 横浜市磯子区役所	保険年金課 保険係	〒235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1	電話: 045-750-2428	FAX: 045-730-2545
39141080 横浜市金沢区役所	保険年金課 保険係	〒236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1	電話: 045-788-7835	FAX: 045-788-0328
39141098 横浜市港北区役所	保険年金課 保険係	〒222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1	電話: 045-540-2349	FAX: 045-540-2355
39141106 横浜市戸塚区役所	保険年金課 保険係	〒244-0003	横浜市戸塚区戸塚町16-17	電話: 045-866-8449	FAX: 045-871-5809
39141114 横浜市港南区役所	保険年金課 保険係 (2階23番窓口)	〒233-0003	横浜市港南区港南4-2-10	電話: 045-847-8423	FAX: 045-845-8413
39141122 横浜市旭区役所	保険年金課 保険係	〒241-0022	横浜市旭区粉分峰1-4-12	電話: 045-954-6138	FAX: 045-934-5784
39141130 横浜市緑区役所	保険年金課 保険係 (2階25番窓口)	〒226-0013	横浜市緑区寺山町118	電話: 045-930-2344	FAX: 045-930-2347
39141148 横浜市湖谷区役所	保険年金課 保険係 (2階26番窓口)	〒246-0021	横浜市湖谷区二ツ橋町190	電話: 045-367-5727	FAX: 045-362-2420
39141155 横浜市栄区役所	保険年金課 保険係	〒247-0005	横浜市栄区桂町303-19	電話: 045-894-8426	FAX: 045-895-0115
39141163 横浜市泉区役所	保険年金課 保険係 (2階20番窓口)	〒245-0024	横浜市泉区和泉中央5-1-1	電話: 045-800-2427	FAX: 045-800-2512
39141171 横浜市青葉区役所	保険年金課 保険係 (2階27番窓口)	〒225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	電話: 045-978-2337	FAX: 045-978-2417
39141189 横浜市都筑区役所	保険年金課 保険係 (2階5番窓口)	〒224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	電話: 045-948-2336	FAX: 045-948-2339
39141312 川崎市川崎区役所	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当	〒210-8570	川崎市川崎区東出町8番地	電話: 044-201-3277	FAX: 044-201-3290
39141313 大師支所 区民センター	保険年金担当	〒210-0812	川崎市川崎区東前2丁目1番1号	電話: 044-271-0159	FAX: 044-271-0125
39141314 田島支所 区民センター	保険年金担当	〒210-0852	川崎市川崎区鶴管通2丁目3番7号	電話: 044-322-1987	FAX: 044-322-1992
39141320 川崎市幸区役所	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当	〒212-8570	川崎市幸区戸手木町1丁目11番地1	電話: 044-556-6721	FAX: 044-555-3149
39141338 川崎市中原区役所	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当	〒211-8570	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	電話: 044-744-3204	FAX: 044-744-3341
39141346 川崎市高津区役所	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当	〒213-8570	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	電話: 044-861-3175	FAX: 044-861-3355
39141353 川崎市多摩区役所	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当	〒214-8570	川崎市多摩区登戸1775番地1	電話: 044-935-3161	FAX: 044-935-3392
39141361 川崎市宮前区役所	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当	〒216-8570	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	電話: 044-856-3159	FAX: 044-856-3196
39141379 川崎市麻生区役所	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当	〒215-8570	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	電話: 044-965-5188	FAX: 044-965-5202
39141502 相模原市役所	国保年金課 後期高齢班	〒252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	電話: 042-707-8787	FAX: 042-751-5444
39141510 相模原市役所	国保年金課 後期高齢班	〒252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	電話: 042-707-8787	FAX: 042-751-5444
39141528 相模原市役所	国保年金課 後期高齢班	〒252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	電話: 042-707-8787	FAX: 042-751-5444
39141536 相模原市役所	国保年金課 後期高齢班	〒252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	電話: 042-707-8787	FAX: 042-751-5444
39142013 横浜須賀野市役所	健康保険課 後期高齢者医療係	〒238-8550	横浜須賀野市小川町1番地	電話: 046-822-8272	FAX: 046-822-4718
39142039 平塚市役所	健康保険課 後期高齢者医療担当	〒254-8868	平塚市浅間町9番1号	電話: 0463-21-9768	FAX: 0463-21-9742
39142047 鎌倉市役所	健康保険課 医療給付担当	〒248-8868	鎌倉市御成町18-10	電話: 0467-61-3961	FAX: 0467-23-5101
39142054 藤沢市役所	健康保険課 後期高齢者医療担当 (本庁舎1階)	〒251-8601	藤沢市朝日町1番地の1	電話: 0466-50-3575	FAX: 0466-50-8413
39142062 小田原市役所	健康保険課 高齢者医療係	〒250-8555	小田原市荻窪300番地	電話: 0465-33-1843	FAX: 0465-33-1829
39142070 茅ヶ崎市役所	健康保険課 後期高齢者医療係	〒253-8868	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	電話: 0467-81-7157	FAX: 0467-82-1197
39142088 逗子市役所	健康保険課 保険年金係	〒249-8868	逗子市逗子5丁目2番16号	電話: 046-873-1111 (代)	FAX: 046-873-4520
39142104 三浦市役所	健康保険課 保険年金係	〒238-0298	三浦市城山町1番1号	電話: 046-882-1111 (代)	FAX: 046-882-2836
39142112 秦野市役所	健康保険課 後期高齢者医療担当	〒257-8501	秦野市坂町一丁目3番2号	電話: 0463-82-5491	FAX: 0463-82-5198
39142120 厚木市役所	健康保険課 長寿医療係	〒243-8511	厚木市中町3-17-17	電話: 046-225-2223	FAX: 046-225-4645
39142138 大和市役所	健康保険課 高齢者医療係 (市役所本庁舎1階)	〒242-8601	大和市下鶴間一丁目1番1号	電話: 046-260-5122	FAX: 046-260-5158
39142146 伊勢原市役所	健康保険課 後期高齢者医療係	〒259-1188	伊勢原市田中348番地	電話: 0463-94-4521	FAX: 0463-95-7742
39142153 海老名市役所	健康保険課 国保医療係	〒243-0492	海老名市勝瀬175番地の1	電話: 046-235-4595	FAX: 046-236-5574
39142161 座間市役所	健康保険課 保険年金係	〒252-8566	座間市緑ヶ丘一丁目1番1号	電話: 046-255-1111 (代)	FAX: 046-252-7043
39142179 南足柄市役所	市民課 保険年金班	〒250-0192	南足柄市関本440番地	電話: 0465-73-8011	FAX: 0465-70-1821
39142187 綾瀬市役所	健康保険課 保険年金担当	〒252-1192	綾瀬市早川550番地	電話: 0467-70-5617	FAX: 0467-70-5701
39143011 葉山町役場	町民健康課 高齢者医療担当	〒240-0192	三浦郡葉山町堀内2135	電話: 046-876-1111 (代)	FAX: 046-876-1717
39143219 垂川町役場	健康保険課 国保・高齢者医療担当	〒253-0196	高座郡垂川町富山165番地	電話: 0467-74-1111 (代)	FAX: 0467-74-5613
39143417 大磯町役場	町民課 保険年金係	〒255-8555	中郡大磯町大磯183番地	電話: 0463-61-4100 (代)	FAX: 0463-61-1991
39143425 二宮町役場	福祉保険課 国保年金班	〒259-0196	中郡二宮町二宮961番地	電話: 0463-71-3190	FAX: 0463-73-0134
39143615 中井町役場	視務町民課	〒259-0197	足柄上郡中井町比奈堂56番地	電話: 0465-81-1114	FAX: 0465-81-3327
39143623 大井町役場	町民課	〒258-8501	足柄上郡大井町金子1995番地	電話: 0465-85-5007	FAX: 0465-82-3295
39143631 松田町役場	町民課 国保年金係	〒258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037	電話: 0465-83-1225	FAX: 0465-83-1229
39143649 山北町役場	健康課 健康課 保険年金班	〒258-0195	足柄上郡山北町山北1301番地4	電話: 0465-75-3642	FAX: 0465-79-2171
39143664 開成町役場	総合窓口課	〒258-8502	足柄上郡開成町延次773番地	電話: 0465-84-0324	FAX: 0465-82-5234
39143821 箱根町役場	健康課 健康課	〒250-0398	足柄下郡箱根町湯本256番地	電話: 0460-85-9564	FAX: 0460-85-8124
39143839 真鶴町役場	健康課 健康課	〒259-0202	足柄下郡真鶴町若244番地の1	電話: 0465-68-1131 (代)	FAX: 0465-68-5119
39143847 湯河原町役場	住民課	〒259-0392	足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1	電話: 0465-63-2111 (代)	FAX: 0465-63-2384
39144019 愛川町役場	国保年金課	〒243-0392	愛川町舟田251番地1	電話: 046-285-2111 (代)	FAX: 046-285-6010
39144027 清川村役場	税務住民課 住民保険係	〒243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地	電話: 046-288-3849	FAX: 046-288-1909

1 横浜市鶴見区	39141015 230-00	20 鶴見郵便局
2 横浜市神奈川区	39141023 221-00	8 神奈川郵便局
3 横浜市神奈川区	39141023 221-08	8 神奈川郵便局
4 横浜市西区	39141031 220-00	8 神奈川郵便局
5 横浜市西区	39141031 220-60	8 神奈川郵便局
6 横浜市西区	39141031 220-61	8 神奈川郵便局
7 横浜市西区	39141031 220-62	8 神奈川郵便局
8 横浜市西区	39141031 220-81	8 神奈川郵便局
9 横浜市中区	39141049 231-00	21 横浜港郵便局
10 横浜市中区	39141049 231-08	21 横浜港郵便局
11 横浜南区	39141056 232-00	22 横浜南郵便局
12 横浜市保土ヶ谷区	39141064 240-00	33 保土ヶ谷郵便局
13 横浜市磯子区	39141072 235-00	25 磯子郵便局
14 横浜市金沢区	39141080 236-00	26 横浜金沢郵便局
15 横浜市港北区	39141098 222-00	11 港北郵便局
16 横浜市港北区	39141098 223-00	12 綱島郵便局
17 横浜市戸塚区	39141106 244-00	41 戸塚郵便局
18 横浜市戸塚区	39141106 244-08	41 戸塚郵便局
19 横浜市戸塚区	39141106 245-00	42 横浜泉郵便局
20 横浜市港南区	39141114 233-00	23 港南郵便局
21 横浜市港南区	39141114 234-00	24 港南台郵便局
22 横浜市旭区	39141122 241-00	35 横浜旭郵便局
23 横浜市旭区	39141122 241-08	35 横浜旭郵便局
24 横浜市緑区	39141130 226-00	15 緑郵便局
25 横浜市瀬谷区	39141148 246-00	43 瀬谷郵便局
26 横浜市栄区	39141155 244-08	41 戸塚郵便局
27 横浜市栄区	39141155 247-00	44 大船郵便局
28 横浜市泉区	39141163 245-00	42 横浜泉郵便局
29 横浜市青葉区	39141171 225-00	14 青葉郵便局
30 横浜市青葉区	39141171 227-00	14 青葉郵便局
31 横浜市都筑区	39141189 224-00	13 都筑郵便局
32 川崎市川崎区	39141312 210-00	2 川崎港郵便局
33 川崎市川崎区	39141312 210-08	2 川崎港郵便局
34 川崎市川崎区	39141313 210-08	2 川崎港郵便局
35 川崎市川崎区	39141314 210-08	2 川崎港郵便局
36 川崎市幸区	39141320 212-00	2 川崎港郵便局
37 川崎市中原区	39141338 211-00	3 中原郵便局
38 川崎市高津区	39141346 213-00	4 高津郵便局
39 川崎市多摩区	39141353 214-00	5 登戸郵便局
40 川崎市宮前区	39141361 216-00	7 宮前郵便局
41 川崎市麻生区	39141379 215-00	6 麻生郵便局
42 相模原市	39141510 252-01	9 橋本郵便局
43 相模原市	39141528 252-02	17 相模原郵便局
44 相模原市	39141536 252-03	16 座間郵便局
45 横須賀市	39142013 237-00	27 田浦郵便局
46 横須賀市	39142013 238-00	28 横須賀郵便局
47 横須賀市	39142013 238-03	31 長井郵便局
48 横須賀市	39142013 239-08	32 久里浜郵便局
49 横須賀市	39142013 240-01	34 葉山郵便局
50 平塚市	39142039 254-00	57 平塚郵便局
51 平塚市	39142039 254-08	57 平塚郵便局

52 平塚市	39142039 254-09	57 平塚郵便局
53 平塚市	39142039 259-12	57 平塚郵便局
54 鎌倉市	39142047 247-00	44 大船郵便局
55 鎌倉市	39142047 248-00	45 鎌倉郵便局
56 藤沢市	39142054 251-00	52 藤沢郵便局
57 藤沢市	39142054 251-08	52 藤沢郵便局
58 藤沢市	39142054 252-08	53 藤沢北郵便局
59 小田原市	39142062 250-00	47 小田原郵便局
60 小田原市	39142062 250-02	49 小田原東郵便局
61 小田原市	39142062 250-08	49 小田原東郵便局
62 小田原市	39142062 256-08	49 小田原東郵便局
63 茅ヶ崎市	39142070 253-00	55 茅ヶ崎郵便局
64 逗子市	39142088 249-00	46 逗子郵便局
65 三浦市	39142104 238-01	64 南下浦郵便局
66 三浦市	39142104 238-02	65 三浦郵便局
67 秦野市	39142112 257-00	59 秦野郵便局
68 秦野市	39142112 259-13	59 秦野郵便局
69 厚木市	39142120 243-00	37 厚木郵便局
70 厚木市	39142120 243-01	38 厚木北郵便局
71 厚木市	39142120 243-02	38 厚木北郵便局
72 厚木市	39142120 243-08	38 厚木北郵便局
73 大和市	39142138 242-00	36 大和郵便局
74 伊勢原市	39142146 259-11	63 伊勢原郵便局
75 海老名市	39142153 243-04	54 綾瀬郵便局
76 座間市	39142161 252-00	16 座間郵便局
77 南足柄市	39142179 250-01	48 南足柄郵便局
78 綾瀬市	39142187 252-11	54 綾瀬郵便局
79 葉山町	39143011 240-01	34 葉山郵便局
80 寒川町	39143219 253-01	56 寒川郵便局
81 大磯町	39143417 255-00	58 二宮郵便局
82 大磯町	39143417 259-01	58 二宮郵便局
83 二宮町	39143425 259-01	58 二宮郵便局
84 中井町	39143615 259-01	58 二宮郵便局
85 大井町	39143623 258-00	60 松田郵便局
86 松田町	39143631 258-00	60 松田郵便局
87 山北町	39143649 258-01	61 山北郵便局
88 山北町	39143649 258-02	61 山北郵便局
89 開成町	39143664 258-00	60 松田郵便局
90 箱根町	39143821 250-03	47 小田原郵便局
91 箱根町	39143821 250-04	66 箱根宮ノ下郵便局
92 箱根町	39143821 250-05	66 箱根宮ノ下郵便局
93 箱根町	39143821 250-06	66 箱根宮ノ下郵便局
94 真鶴町	39143839 259-02	62 湯河原郵便局
95 湯河原町	39143847 259-03	62 湯河原郵便局
96 愛川町	39144019 243-03	38 厚木北郵便局
97 清川村	39144027 243-01	38 厚木北郵便局
98 清川村	39144027 257-00	59 秦野郵便局

文字に関する仕様

委託者は、次に示す仕様の文字を使用しており、これを正確に印字すること

1 文字コード体系

UCS2 のコード領域を使用し、住基ネット統一文字コードに準じた体系を管理しており、漢字は 2 バイトコードで管理 (0000~FFFF) している。

本委託業務において提供するファイルの文字コードは「エンコード UTF-8」とする。

2 フォント形式

(1) 被保険者証及び送付先のプリントに使用するフォントについて

日本加除出版株式会社製の日本語入力ソフトウェア「KAJO_J 入力システム V 7 後期高齢者医療広域連合電算処理システム対応版」に含まれるフォント（「KAJO_J 明朝」）を使用している。

なお、受託者が印字を行うにあたり、フォント（委託者が提供する外字（次項参照）を除く。）の使用に際して使用許諾等が必要な場合は、受託者がその責任を負うこと。また、ソフトウェアのバージョンについては、変更となることがあるものとする。

(2) (1) 以外の部分に使用するフォントについて

契約締結後、別途指示する。

3 外字について

住基ネット統一文字コードに準じた体系の範囲外となる外字（残存外字）については、私用領域（最大 6,400 文字：E000~F8FF）に対し、コード化し管理している。

4 外字ファイルの提供

契約締結後、委託者が私用領域で管理する外字ファイル (KAJO_JM.TTE / KAJ0_JM.TCF) を提供する。また、契約期間の途中で外字ファイルを変更する場合がある。その場合、新たな外字ファイルをその都度提供する。

5 外字ファイルの印字テスト

委託者が提供する外字ファイルについて、受託者は、本契約の対象となる帳票を印刷するプリンタを使用して、事前に印字テストを行い、委託者が提供する「広域外字一覧 神奈川県_外字一覧(広域外字)」と 1 文字ずつ照合確認を行い、文字の品質を十分担保すること。

なお、外字ファイルが変更された場合には、その都度、印字テストを行うこと。

- ※ 被保険者証及びジェネリックカードが台紙から切り離せるようにミシン目を入れること。(切り離れた部分を「被保険者証」残った部分を「台紙」とする。)
- ※ 各欄等の印字内容及び文字数は契約締結後、別途協議する。
- ※ 表面は4色、裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。
- ※ 折り曲げたときに裏面の文字が折り線にかからないようにする。
- ※ 外枠線と中央線を太くする。

※令和6年8月1日から、こちらの被保険者証を保険医療機関等にご掲示ください。
 ※折って使用することもできますが、破れやすくなるのでご注意ください。

↓ 新しい保険証です。 128ミリ

24ミリ

このカードは必要に応じ被保険者証とあわせ、保険医療機関等にご提示ください。

91ミリ

55ミリ

ミシン目にて切り離していただく予定です。

後期高齢者医療被保険者証		有効期限 NNZ9年Z9月Z9日	交付年月日 NNZ9年Z9月Z9日
被保険者番号	NNNNNNNNNN	住所	N--(x x)--N N--(x x)--N N--(x x)--N
被保険者	氏名	生年月日	N--(x x)--N N--(x x)--N
資格取得年月日	NNZ9年Z9月Z9日	有効期日	NNZ9年Z9月Z9日
一部負担金の割合	N--(x x)--N N--(x x)--N	保険者番号並びに保険者の名称及び印	9:9 9:9 9:9 9:9
神奈川県後期高齢者医療広域連合			

被保険者証部分には潜像文字を使用する。

文字の四角囲みにマイクロ文字を使用する。内容は別紙1を参照。

別紙4-1-1 被保険者証及び台紙レイアウト(表)

※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。

24ミリ

臓器提供意思表示欄については、同封の意思表示欄保護シールをご覧ください。
ミシン目に沿って切り離して、お使いください。

55ミリ

128ミリ

91ミリ

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。

（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）

【特記欄：
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・膵臓・

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____

署名年月日： _____年 _____月 _____日

ジェネリックカード(裏)
別紙4-2 (裏面) のとおり

別紙4-1-1 被保険者証及び台紙レイアウト(裏)

中央で折ったときに文字が折り線にかからないようにすること。

【被保険者証送付先記載用紙】レイアウト

別紙 4-1-2 (表)
一斉更新

※ 各欄等の印字内容及び文字数は契約締結後、別途協議する。

【大切なお知らせ】
保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。
なお、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたのマイナンバーの下4桁は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記お問合せ先までご連絡ください。

あなたの個人番号: **** * x x x x

宛名住所・氏名

N----- (x x) ----- N
N----- (x x) ----- N
N----- (x x) ----- N
N----- (x x) ----- N
N----- (x x) ----- N△様
N----- (x x) ----- N△様

引受番号バーコード
(NW-7)

【お問い合わせ先】

N----- (x x) ----- N
N----- (x x) ----- N

N----- (x x) ----- N
N----- (x x) ----- N
N----- (x x) ----- N

封筒窓イメージ

オーバーレイ印字①
各レコードに含まれる個人番号下4桁を印字すること。

窓開きから見える部分に連番をプリントすること。

各レコードに含まれる保険者番号により、別に提供するリストにある各市区町村(58箇所)の連絡先(名称、郵便番号、住所、「神奈川県後期高齢者医療広域連合」、電話番号、FAX番号)を印字できるようにすること。

別紙 4-1-2

【被保険者証送付先記載用紙】レイアウト

※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。

- ◆ 令和6年8月1日から使用していただく新しい被保険者証です。
- ◆ 被保険者証は、一人ひとりにお届けしています。
- ◆ 一部負担金の割合は、毎年度8月1日を基準日として再判定を行います。被保険者証の「一部負担金の割合」をご確認ください。
- ◆ 令和6年6月30日現在の状況で作成しております。そのため、データ作成後の異動状況は反映できていないことがありますので、ご容赦ください。
- ◆ 被保険者証の裏面「臓器提供意思表示」欄につきましては、同封の意思表示欄保護シールをご覧ください。

神奈川県警察からのお知らせです。

●オレオレ・還付金詐欺が急増中です!!


息子・孫からの「お金が必要」
市・区役所からの
「医療費・保険費の還付。」

○こんな内容の電話があれば、一旦電話を切って、警察や家族に相談しましょう。

後期高齢者医療制度は「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。

ジェネリックカード サイズ H55mm × W91mm

表面

 **ジェネリック医薬品希望カード**
医師・薬剤師の皆様へ


**ジェネリック医薬品
(後発医薬品) を希望します。**

名前

裏面

! ジェネリック医薬品には次のような特徴があります。必ず医師・薬剤師にご相談ください。

- 先発医薬品と同じ有効成分を持ち、一般的に安価な薬です。
- すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の診療方針や医療機関・薬局の在庫状況などにより処方できない場合があります。
- 短期処方の場合などは、ジェネリック医薬品に切り替えても安価とならないことがあります。

 神奈川県後期高齢者医療広域連合

※改行等変更の可能性あり



保険証送付のお知らせ

令和4年10月1日からお使いいただく新しい保険証をお送りします。

現在お使いいただいている保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。

10月1日以降に医療機関等で受診される際には、今回お送りしました **だいたい色** の保険証をお使いください。*保険証の色は、**桃色** から **だいたい色** に変わりました。

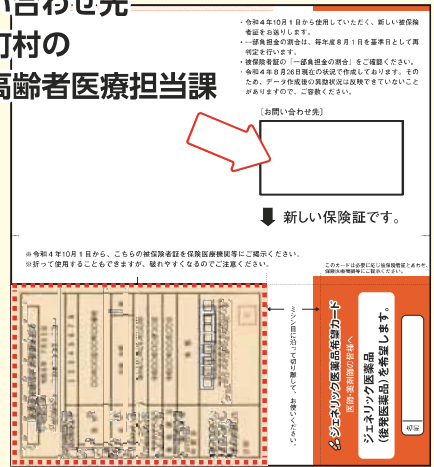
**保険証が
変わりました**
一部負担金の割合を確認してください

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年 7月31日
交付年月日	令和4年10月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	療割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 4 神奈川県後期高齢者医療広域連合

台紙から切り離してお使いください

一部負担金の割合
(1割/2割/3割)

お問い合わせ先
市区町村の
後期高齢者医療担当課



いままでの保険証

有効期限が過ぎた10月1日以降にハサミで切るなど、再利用できない状態にして捨ていただくか、市区町村にご返却ください。

今回お送りしたもの

- ① 保険証、ジェネリック医薬品希望カード(台紙から切り離してお使いください。)
- ② 意思表示欄保護シール・ジェネリックシール(使い方はシールをご覧ください。)
- ③ 送付のお知らせ(このチラシ)
- ④ 医療費の窓口負担割合に関するお知らせ(A3資料)

お医者さんにかかるときの**一部負担金の割合は、保険証の有効期限内でも、世帯内の後期高齢者医療被保険者の構成の変更や所得情報の変更により、変わる場合があります。**一部負担金の割合が変わった場合は、新しい保険証をお送りします。

「ジェネリック医薬品希望カード」について



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効能・効果を持ち、一般的に安価な医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医療機関でこのカードを提示して、まずは医師・薬剤師にご相談ください。

- 新薬の特許期間が終了した後に製造される医薬品で開発費が抑えられるため、一般的に安価です。
※短期処方の場合などは、ジェネリック医薬品に切り替えても安価とならないことがあります。
※先発医薬品との最終的な窓口負担の差額をご確認のうえ、お選びください。
- 新薬と同等の有効成分・効能・効果を持っている医薬品です。ただし、その他の成分(添加剤など)が異なる場合があります。
- すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ジェネリック医薬品を希望された場合でも、医師の診療方針や医療機関・薬局の在庫状況などにより処方できない場合があります。

一部負担金の割合(自己負担割合)について(令和4年10月1日～令和5年7月31日)

病院などの窓口でお支払いいただく自己負担割合は、1割/2割/3割のいずれかです。自己負担割合は、令和4年度市町村民税課税所得(令和3年1月から12月までの所得・収入から算出)によって判定し、毎年8月1日付で見直しています。

自己負担割合	対象となる方
3割	令和4年度市町村民税課税所得が145万円以上の被保険者及び、その方と同じ世帯の被保険者
2割	自己負担割合が3割以外で、令和4年度市町村民税課税所得が28万円以上の被保険者を含む世帯のうち、次のいずれかに当てはまる被保険者。 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が1人世帯の場合、年金収入+その他合計所得金額が200万円以上 被保険者が2人以上の世帯の場合、年金収入+その他合計所得金額が320万円以上
1割	<ul style="list-style-type: none"> 上記いずれも当てはまらない被保険者及び、その方と同じ世帯の被保険者 住民税非課税世帯の方

*市町村民税課税所得は、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出します。

*令和4年度の市町村民税課税所得は、お住いの市区町村から6月頃に届いた住民税の通知をご確認ください。住民税の通知には「課税標準額」や「課税される所得額」と表示されている場合があります。

*「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

*「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

*上記の判定で3割となった場合でも、一定の条件を満たすことが市区町村で確認できた方については、申請によらず1割または2割負担とします。一定の条件を満たすと思われる方で、収入金額の確認ができない方については、市町村より基準収入額適用申請書を送付いたしますので、該当する場合は申請いただき、認定されると申請日の翌日より1割または2割負担に変更となります。詳しくは市区町村の窓口にお問合せください。

医療費が高額になったとき

1か月(同じ月内)の医療費が高額になり、自己負担限度額(下表)を超えた場合は、その超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。給付の対象となる方には、申請書をお送りしますので、市区町村の後期高齢者医療担当窓口申請してください。申請は初回のみで、2回目以降は自動で初回に申請した口座に振り込まれます。

【自己負担限度額(月額)】

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	3割	252,600円+【(総医療費-842,000円)×1%】 【140,100円】*1		*1同一世帯で12か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額(多数回該当)です(他の医療保険での支給回数は、通算されません)。所得区分が一般Iまたは一般IIの方は、外来(個人単位)の限度額による支給は、多数回該当の回数に含みません。 *2総医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。 *3所得区分「一般II」の外来自己負担限度額の②は、令和7年9月30日までの激変緩和措置になります。 *4現役並み所得者、一般II、区分II、区分I以外の方 *5世帯の全員が市町村民税非課税の被保険者(区分I以外の方)。 *6世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額80万円)で計算)が0円となる被保険者および、世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ、本人が老齢福祉年金を受給している被保険者(区分I老齢福祉年金受給者)。
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)		167,400円+【(総医療費-558,000円)×1%】 【93,000円】*1		
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)		80,100円+【(総医療費-267,000円)×1%】 【44,400円】*1		
一般Ⅱ	2割	①18,000円または ②6,000円+(総医療費*2-30,000円) ×10% の低い方を適用*3	57,600円 (44,400円)*1	
一般Ⅰ*4	1割	18,000円		
区分Ⅱ*5 (低所得者Ⅱ)		8,000円		24,600円
区分Ⅰ*6 (低所得者Ⅰ)				15,000円

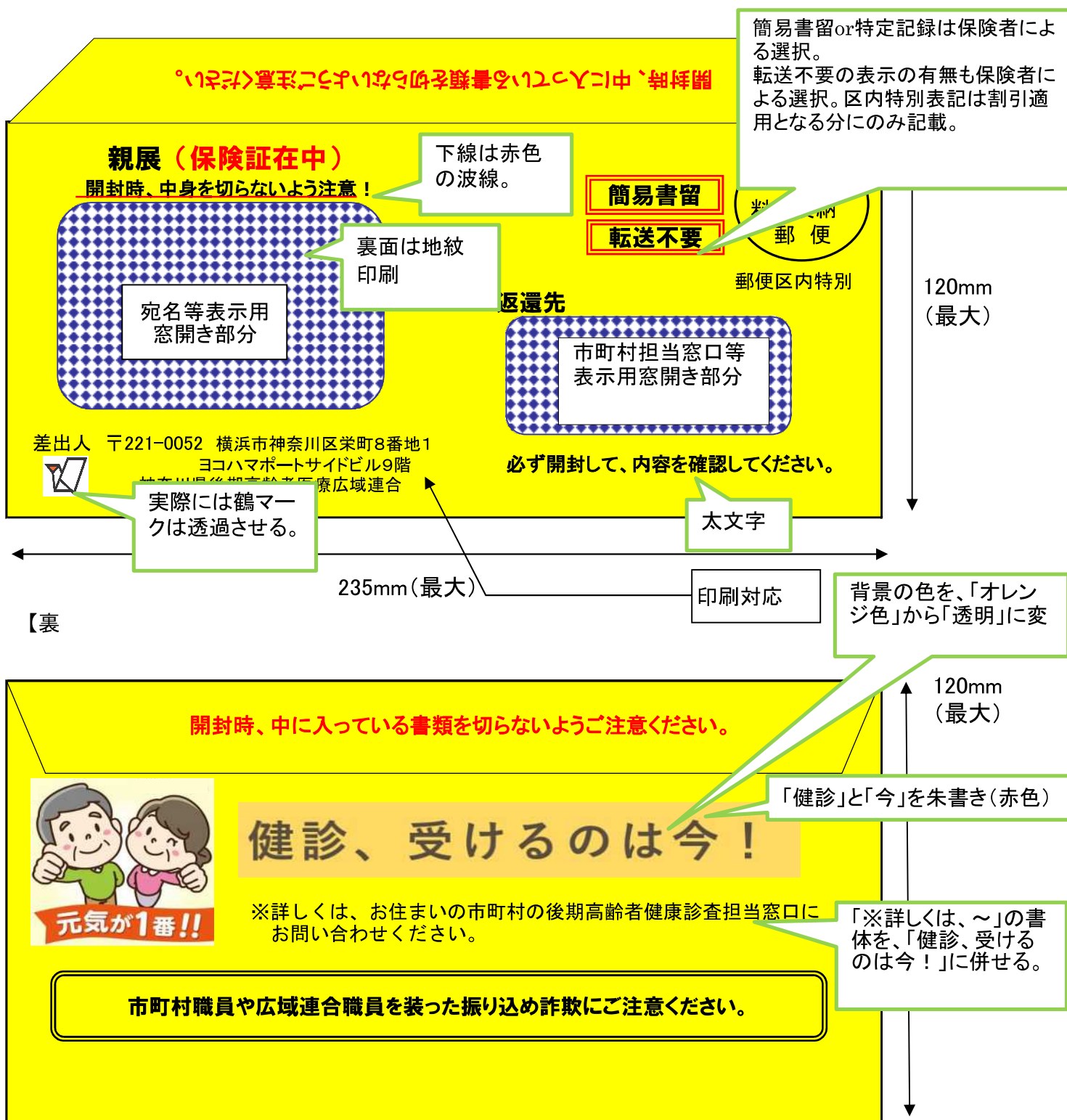
「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の申請を

所得区分が「区分ⅠⅡ」または「現役並み所得者ⅠⅡ」に該当する方は、申請により、「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関の窓口で認定証を提示することにより、自己負担額が上記表のとおりとなります。希望される場合は、市区町村の窓口で交付申請をしてください。

【お問い合わせ】

神奈川県後期高齢者医療広域連合  0570-001120

保険証台紙(宛先右記)の市区町村窓口



- ※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。
- ※ 色上質紙（厚口）※色は濃クリーム色。
- ※ 印刷の内容は契約締結後、指示する。

市区町村管理マスタ（特殊取扱い・転送有無入り）

支所判別番号	市区町村名	取扱い区分 (1:簡易書留、2:特定記録)	転送有無（封筒） (1:転送あり、2:転送なし)
39141015	横浜市鶴見区	1	1
39141023	横浜市神奈川区	1	1
39141031	横浜市西区	1	1
39141049	横浜市中区	1	1
39141056	横浜市南区	1	1
39141064	横浜市保土ヶ谷区	1	1
39141072	横浜市磯子区	1	1
39141080	横浜市金沢区	1	1
39141098	横浜市港北区	1	1
39141106	横浜市戸塚区	1	1
39141114	横浜市港南区	1	1
39141122	横浜市旭区	1	1
39141130	横浜市緑区	1	1
39141148	横浜市瀬谷区	1	1
39141155	横浜市栄区	1	1
39141163	横浜市泉区	1	1
39141171	横浜市青葉区	1	1
39141189	横浜市都筑区	1	1
39141312	川崎市川崎区	2	2
39141313	川崎市大師支所	2	2
39141314	川崎市田島支所	2	2
39141320	川崎市幸区	2	2
39141338	川崎市中原区	2	2
39141346	川崎市高津区	2	2
39141353	川崎市多摩区	2	2
39141361	川崎市宮前区	2	2
39141379	川崎市麻生区	2	2
39141502	相模原市中央区	2	1
39141510	相模原市緑区	2	1
39141528	相模原市中央区	2	1
39141536	相模原市南区	2	1
39142013	横須賀市	2	2
39142039	平塚市	2	2
39142047	鎌倉市	2	1
39142054	藤沢市	2	2
39142062	小田原市	2	2
39142070	茅ヶ崎市	2	2
39142088	逗子市	2	2
39142104	三浦市	2	2
39142112	秦野市	2	1
39142120	厚木市	2	1
39142138	大和市	2	2
39142146	伊勢原市	1	2
39142153	海老名市	1	2
39142161	座間市	1	1
39142179	南足柄市	2	2
39142187	綾瀬市	1	1
39143011	葉山町	1	2
39143219	寒川町	2	2
39143417	大磯町	1	2
39143425	二宮町	1	1
39143615	中井町	2	2

市区町村管理マスタ（特殊取扱い・転送有無入り）

支所判別番号	市区町村名	取扱い区分 (1:簡易書留、2:特定記録)	転送有無（封筒） (1:転送あり、2:転送なし)
39143623	大井町		2
39143631	松田町		2
39143649	山北町		2
39143664	開成町		2
39143821	箱根町		1
39143839	真鶴町		1
39143847	湯河原町		1
39144019	愛川町		2
39144027	清川村		2

被保険者証梱包箱 表示項目イメージ（短辺1箇所）
 ※記載内容は、変更・追加になる可能性があります。

【箱No】 0001	【被保険者証】
【市町村名】 横浜市鶴見区役所	【配達局名】 鶴見郵便局
【交付番号】 0000001~0000250	〒230-00
【引受番号】 000-00-00000-0~000-00-00000-0	【箱入り数】 250通

割引

「割引」の文字は赤字とする。
 ※区内特別割引適用分は記載不要

かご台車貼り付け紙札 表示項目イメージ（A4）
 ※記載内容は、変更・追加になる可能性があります。

①

単割1000
区分割

○○○○通/○○○○通

○/○パレット

神奈川県後期高齢者医療広域連合

広域連合が指示する数字（適用される割引の種類に応じて附番）

適用される割引の種類

通数（積載通数/合計通数）

複数台数の表記

鶴見郵便局

積載している箱の配達局名
 （複数個所にまたがる場合はその箇所分）